

国立大学法人東京農工大学学則を一部改正する規則

国立大学法人東京農工大学学則（16 経教規則第 2 号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 4 月 7 日 16 経協 規則第 2 号</p> <p>第 1 条～第 39 条の 2 省略</p> <p>（新設）</p> <p>（授業料、入学料及び検定料の返付）</p> <p>第 40 条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、授業料については、第 1 号又は第 2 号に、検定料については第 3 号から第 5 号に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>一 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</p> <p>二 第 36 条第 2 項又は第 3 項の規定により後期に係る授業料を納付した者が、第 22 条又は第 25 条の規定により当該年度の 9 月末日までに休学又は退学した場合 後期に係る授業料相当額</p> <p>三 本学学部入学に係る第 2 次の学力検査等又は推薦入学等の選抜において検定料を納付した者が、当該選抜が第 1 段階目の</p>	<p>第 1 条～第 39 条の 2 省略（現行どおり）</p> <p>（検定料の免除）</p> <p>第 39 条の 3 風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると認められる者の本学学部及び大学院の検定料については、免除することができる。</p> <p>2 前項の規定による検定料の免除については、別に定める。</p> <p>（授業料、入学料及び検定料の返付）</p> <p>第 40 条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、授業料については、第 1 号から第 3 号に、検定料については第 4 号から第 6 号に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>一 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</p> <p>二 第 36 条第 2 項又は第 3 項の規定により後期に係る授業料を納付した者が、第 22 条又は第 25 条の規定により当該年度の 9 月末日までに休学又は退学した場合 後期に係る授業料相当額</p> <p><u>三 第 36 条第 1 項から第 3 項の規定により授業料を納付した者に、納付後に風水害等の災害を受ける等やむを得ない事態が生じた場合で、第 39 条第 1 項に規定するやむを得ない事情があると認められた場合 当該授業料免除相当額</u></p> <p>四 本学学部入学に係る第 2 次の学力検査等又は推薦入学等の選抜において検定料を納付した者が、当該選抜が第 1 段階目</p>	

<p>選抜（調査書、大学入試センター試験の結果、その他出願書類による選抜）及び第２段階目の選抜（学力検査等による選抜）の２段階に分けて行われ、第１段階目の選抜により不合格となった場合 第２段階目の選抜に係る検定料相当額</p> <p><u>四</u> 本学学部入学に係る第２次の学力検査又は推薦入学の選抜において検定料を納付した者が、本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 その後の選抜に係る検定料相当額</p> <p>附 則 省略</p>	<p>の選抜（調査書、大学入試センター試験の結果、その他出願書類による選抜）及び第２段階目の選抜（学力検査等による選抜）の２段階に分けて行われ、第１段階目の選抜により不合格となった場合 第２段階目の選抜に係る検定料相当額</p> <p><u>五</u> 本学学部入学に係る第２次の学力検査又は推薦入学の選抜において検定料を納付した者が、本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 その後の選抜に係る検定料相当額</p> <p><u>六</u> 本学学部及び大学院の検定料を納付した者が、前条第１項の規定に該当した場合 当該選抜に係る検定料相当額</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	
---	--	--

附 則（１９経規則第７号）

この規則は、平成１９年１０月２４日から施行し、平成１９年７月１６日から適用する。